

小規模事業者・新規開業者等に係る添付書類について

小規模事業者・新規開業者等については、以下の添付書類を提出してください。

(◎…必須書類、○…該当する場合に提出)

※ 添付書類で、写しを提出した場合については、本来、本学に原本を提出されるべきものであることから、申請日から参加資格有効期間が終了する日まで、求めに応じ提示できるよう保管しておいてください。

	区分	個人	法人	備考
1	登記事項証明書（写し可）		◎	法務局の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
2	身分証明書（写し可）	◎		市町村町の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
3	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの） （写し可）	◎		市町村町の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの なお、営業証明書が発行されない場合は、営業の事実を証明する書類（契約書、請書、請求書、納品書など販売等の実績が確認できる書類の写し）を提出
4	従業員名簿（別紙2）		◎	代表者及び1か月以上の期間を定めて雇用している者を記入すること。
5	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	◎	◎	北海道内の各総合振興局（振興局）税務課（納税課）又は道税事務所の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
6	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）	◎	◎	税務署の発行するもの 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2（個人用）又はその3の3（法人用） 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
	納税の猶予許可通知書の写し	○	○	申請時点において猶予期限を越えないもの ※ この書類は、国税通則法第46条（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により適用する場合（特例猶予）を含む）による納税の猶予を受けていることにより、税務署が発行する証明書が発行されない方が提出する書類です。

	区分	個人	法人	備考
7	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
8	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9	社会保険等適用除外申出書（別紙3）	○	○	※この書類は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合に、「7 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し」及び「8 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類の写し」の代わりに提出するものです。
10	営業許可等の写し等	○	○	別表1の「営業許可等」欄で示した許可、免許、登録等を有する場合
11	機械器具設備状況一覧表（印刷物の製造）（別紙4）	○	○	「印刷物の製造（別表1の分類24～27）」を希望する場合（工場又は作業場ごとに作成のこと）
12	機械器具設備状況一覧表（印章の製造）（別紙5）	○	○	「印章の製造（別表1の分類28）」を希望する場合（工場又は作業場ごとに作成のこと）